

介護老人保健施設 たらちね 利用料金表 (入所)

令和3年4月1日改定

介護保険(施設利用)一部負担金
 ※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。

項目	金額		単位	金額		単位
	(ユニット型個室)			(多床室・認知症専門棟)		
基本サービス費	要介護1	796円	1日	要介護1	788円	1日
	要介護2	841円		要介護2	836円	
	要介護3	903円		要介護3	898円	
	要介護4	956円		要介護4	949円	
	要介護5	1009円		要介護5	1003円	
外泊時加算	362円	1日	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×39/1000	1日	※所定単位数は(Ⅰ)から(Ⅲ)までにより算定した単位数の合計(介護度と諸加算の加算状況により異なる)
外泊時、施設在宅サービス利用費用	800円	1日	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×21/1000	1日	※所定単位数は(Ⅰ)から(Ⅲ)までにより算定した単位数の合計(介護度と諸加算の加算状況により異なる)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	1日	ターミナルケア加算(Ⅰ)	80円	1日	死亡日以前31日以上45日以下
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	1日	ターミナルケア加算(Ⅱ)	160円	1日	死亡日以前4日以上30日以下
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	1日	ターミナルケア加算(Ⅲ)	820円	1日	死亡日以前2日または3日
初期加算	30円	1日	ターミナルケア加算(Ⅳ)	1650円	1日	死亡日
夜勤職員配置加算	24円	1日	緊急時施設療養費加算	518円	1日	病状が重篤になり、応急的に救命救急治療を実施した場合、3日を限度に加算
認知症ケア加算	76円	1日	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	100円	1日	多剤投与されている方の処方方針を老健医師とかがかりつけ医が事前に合意し、減薬する取り組み
若年性認知症入所者受入加算	120円	1日	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240円	1日	多剤投与されている方の処方方針を老健医師とかがかりつけ医が事前に合意し、減薬する取り組み
認知症情報提供加算	350円	1回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100円	1日	多剤投与されている方の処方方針を老健医師とかがかりつけ医が事前に合意し、減薬する取り組み
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日	排せつ支援加算(Ⅰ)	10円	1月	排泄に介護を要する方に対し、支援計画を作成し、計画に基づき支援した場合
短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日	排せつ支援加算(Ⅱ)	15円	1月	排泄に介護を要する方に対し、支援計画を作成し、計画に基づき支援した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日	排せつ支援加算(Ⅲ)	20円	1月	排泄に介護を要する方に対し、支援計画を作成し、計画に基づき支援した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33円	1月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円	1月	褥瘡発生予防のため、定期的な評価を実施し、計画的に管理する場合
自立支援促進加算	300円	1月	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円	1月	褥瘡発生予防のため、定期的な評価を実施し、計画的に管理する場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円	1月	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239円	1日	介護老人保健施設で行うことが出来ない専門的な検査が必要な場合には、医療機関と連携する等、手間に応じた評価
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円	1月	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円	1日	診断の根拠、診断日、投薬、検査、注射、処置等の記載、実施状況の公表
栄養マネジメント強化加算	11円	1日	地域連携診療計画情報提供加算	300円	1回	入所者が特定の慢性的疾患又は病状により入院した後に退院する際、ケアの情報提供を行う場合
療養食加算	6円	1食	入所前後訪問指導加算	450円	1回	退所後を見据えた生活機能の維持向上のための施設サービス計画を作成し、退所を目的とした診療方針を決定した場合
経口移行加算	28円	1日	退所時等支援等加算	400円	1回	(一) 試行的退所時指導加算
経口維持加算(Ⅰ)	400円	1月		500円	1回	(二) 退所時情報提供加算
経口維持加算(Ⅱ)	100円	1月		600円	1回	(三) 入退所前連携加算(Ⅰ)
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円	1月		400円	1回	(四) 入退所前連携加算(Ⅱ)
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円	1月	300円	1回	訪問看護指示加算	
再入所時栄養連携加算	200円	1回				
安全対策体制加算	20円	1月				

施設利用料							
項目	金額		単位				
	(ユニット型個室)	(多床室・認知症専門棟)					
居住費	第1段階	820円	1日	※利用者負担段階に応じて、第1～3段階の ・第1段階…市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者・生活保護受給者 ・第2段階…市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方 ・第3段階…市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方)			
	第2段階	820円					370円
	第3段階	1310円					370円
	第4段階	2006円					377円
食費	第1段階	300円	1日				
	第2段階	390円					
	第3段階	650円					
	第4段階	1780円					
特別室個室料金	200円		1日	※居住費に別途加算			
おやつ代	100円		1日				
理容代	2500円						
美容代(カラー又はパーマ)	5000円						
インフルエンザ等予防接種	実費						
私物洗濯代	実費			大ネット440円 小ネット275円 (上限額4,840円)			
洗濯機	100円		1回	当施設の洗濯機・乾燥機を使用した場合			
乾燥機	100円		1回				
診断書等の文書発行料	2500円		1通				
利用料支払証明書	1000円		1通				

※ ご不明な点、ご質問等ございましたら、ご連絡ください。
 介護老人保健施設 たらちね 電話 0185-22-6660 (8:30~17:30)

通所リハビリテーション たらちね 利用料金表

令和3年4月1日改定

介護保険（施設利用）一部負担金					
※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。					
項目	金額	単位	備考		
基本サービス費	要介護1	710円	1日		
	要介護2	844円			
	要介護3	974円			
	要介護4	1129円			
	要介護5	1281円			
諸加算	(ロ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	1回	介護福祉士が70%以上又は動続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている評価	
	(ロ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	1回	介護福祉士が50%以上配置されている評価	
	(ハ) リハビリテーション提供体制加算	24円	1回	理学療法士又は作業療法士が1名以上配置されている場合	
	(ニ) 入浴介助加算(Ⅰ)		40円	1回	入浴に際し、介助を要する場合
		(ニ) 入浴介助加算(Ⅱ)	60円	1回	入浴に際し、適切な人員及び設備を有し、各職種が連携して居宅浴室の環境整備を含めた入浴計画を作成し、入浴介助を行っている場合
	(ホ) リハビリテーションマネジメント加算	(A)イ(1)	560円	1月	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合
		(A)イ(2)	240円	1月	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
		(A)ロ(1)	593円	1月	(A)イ(1)の要件に適合し、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
		(A)ロ(2)	273円	1月	(A)イ(2)の要件に適合し、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
		(B)イ(1)	830円	1月	(A)イ(1)の要件に適合し、リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ている場合
		(B)イ(2)	510円	1月	(A)イ(2)の要件に適合し、リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ている場合
		(B)ロ(1)	863円	1月	(B)イ(1)の要件に適合し、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
		(B)ロ(2)	543円	1月	(B)イ(2)の要件に適合し、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
	(ヘ) 生活行為向上リハビリテーション実施加算	1250円	1月	生活行為の充実を図るため、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間	
	(ト) 短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円	1日	退院(所)日または認定日から3月以内	
	(チ) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日	退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内に集中的なリハビリテーションをおこなった場合(1週に2日まで加算)	
	(リ) 若年性認知症利用者受入加算	60円	1日	認知症利用者に対して個別の担当者を定めて介護サービスを提供した場合	
	(ヌ) 重度療養管理加算	100円	1日	要介護3以上で計画的な医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合に加算	
	(ル) 中重度ケア体制加算	20円	1日	要介護3以上の方を受け入れる体制がある場合	
	(ヲ) 栄養アセスメント加算	50円	1月	利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合	
	(ワ) 栄養改善加算	200円	1日	栄養改善サービスを行った場合(1月に2回まで)	
	(カ) 口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)	20円	1回	6月に利用者の口腔健康状態及び栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に情報を提供している場合
		(Ⅱ)	5円	1回	6月に利用者の口腔健康状態又は栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に情報を提供している場合
	(コ) 口腔機能向上加算	(Ⅰ)	150円	1日	口腔機能が低下している利用者に対して、口腔機能改善計画に基づき口腔清掃、摂食、嚥下機能に関する指導・実施等を行った場合(月に2回まで)
		(Ⅱ)	160円	1日	(Ⅰ)の要件に適合し、情報を厚生労働省に提出し、活用した場合
	(ク) 科学的介護推進体制加算	40円	1月	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出して、活用している場合	
(シ) 移行支援加算	12円	1日	利用者の社会参加を支援した場合		
(ソ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×47/1000	1月	※所定単位数は〔イ〕から〔レ〕により算定した単位数の合計 基本サービス費の介護度により異なる		
(ツ) 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×20/1000	1月	※所定単位数は〔イ〕から〔レ〕により算定した単位数の合計 基本サービス費の介護度により異なる		

施設利用料			
項目	金額	単位	備考
食事代	600円	1食	
おやつ代	100円	1食	
紙おむつ	110円	1枚	
リハビリパンツ	100円	1枚	施設のものを利用した場合
パット	30円	1枚	
理容代	2500円		※但し、通所リハビリテーション利用時間中はご利用出来ません。
美容代(カラー又はパーマ)	5000円		※但し、通所リハビリテーション利用時間中はご利用出来ません。
診断書等の文書発行料	2500円	1通	
利用料支払証明書	1000円	1通	

※ ご不明な点、ご質問等ございましたら、ご遠慮なく下記までご連絡ください。
介護老人保健施設 たらちね 電話 0185-22-6658 (8:30~17:30)

介護予防通所リハビリテーション たらちね 利用料金表

令和3年4月1日改定

介護保険（施設利用）一部負担金					
※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。					
項目		金額	単位	備考	
基本	要支援1	2053円	1月		
	要支援2	3999円			
諸 加 算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1	88円	1月	介護福祉士が70%以上又は勤務10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている評価
		要支援2	176円		
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1	72円	1月	介護福祉士が50%以上配置されている評価
		要支援2	144円		
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円	1月	生活行為の充実を図るため、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間	
	運動器機能向上加算	225円	1月	運動器の機能向上目的として心身の状態の維持又は向上のために個別的にリハビリテーションを実施した場合	
	栄養アセスメント加算	50円	1月	利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合	
	栄養改善加算	200円	1月	低栄養状態等の利用者の栄養状態をアセスメントし栄養マネジメントを行った場合	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	要支援1	20円	1回	6月ごとに利用者の口腔健康状態及び栄養状態について確認を行い、担当する介護支援専門員に情報を提供している場合
		要支援2	5円	1回	
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	要支援1	150円	1月	口腔機能が低下している利用者に対して、口腔機能改善計画に基づき口腔清掃、摂食、嚥下機能に関する指導・実施等を行った場合(月に2回まで)
		要支援2	160円	1月	
	科学的介護推進体制加算	40円	1月	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出して、活用している場合	
	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480円	1月	1月につき「運動機能向上加算」「栄養改善加算」「口腔機能向上加算」の選択的サービスを2種類実施した場合に算定する	
	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700円	1月	1月につき「運動機能向上加算」「栄養改善加算」「口腔機能向上加算」の選択的サービスを3種類実施した場合に算定する	
	事業所評価加算	120円	1月	所定の要件に適合する事業所の場合	
	長期利用減算	要支援1	20円	1月	利用開始から12月を超えて、利用する場合に減算
要支援2		40円			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×47/1000	1月	※所定単位数は、〔イ〕から〔ワ〕までにより算定した単位数の合計		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×20/1000	1月	※所定単位数は、〔イ〕から〔ワ〕までにより算定した単位数の合計		

施設利用料				
項目		金額	単位	備考
食事代		600円	1食	
おやつ代		100円	1食	
紙おむつ		110円	1枚	
リハビリパンツ		100円	1枚	施設のものを利用した場合
パット		30円	1枚	
理容代		2500円		※但し、通所リハビリテーション利用時間中はご利用出来ません。
美容代（カラー又はパーマ）		5000円		※但し、通所リハビリテーション利用時間中はご利用出来ません。
診断書等の文書発行料		2500円	1通	
利用料支払証明書		1000円	1通	

※ ご不明な点、ご質問等ございましたら、ご連絡なく下記までご連絡ください。
 介護老人保健施設 たらちね 電話 0185-22-6658 (8:30~17:30)

介護老人保健施設 たらちね 利用料金表

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

令和3年4月1日改定

介護保険(施設利用)一部負担金					
※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。					
項目		金額		単位	
		〔ユニット型個室〕	〔多床室・認知症専門棟〕	単位	
基本サービス費	〔イ〕	要介護1	833円	1日	1日
		要介護2	879円		
		要介護3	943円		
		要介護4	997円		
		要介護5	1049円		
	特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰りショート)	3時間以上4時間未満	650円	1日	1日
	4時間以上6時間未満	908円			
	6時間以上8時間未満	1269円			
〔イ〕	介護予防	要支援1	621円	1日	1日
		要支援2	782円		
諸加算	〔ロ〕	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	1日	介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている評価
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	1日	介護福祉士が60%以上配置されている評価
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	1日	介護福祉士が50%以上又は常勤職員が75%以上又は勤続7年以上の職員が30%以上
	〔ハ〕	夜勤職員配置加算	24円	1日	夜間における手厚い職員配置をしている評価
	〔ニ〕	個別リハビリテーション実施加算	240円	1日	
	〔ホ〕	認知症ケア加算	76円	1日	認知症専門棟入所の場合
	〔ヘ〕	送迎加算	184円	片道	利用者の居宅と施設との間の送迎を行った場合
	〔ト〕	若年性認知症利用者受入加算	120円	1日	個別の担当者を定めて認知症入所者のケアを行った場合
	〔チ〕	緊急短期入所受入加算	90円	1日	利用者の状態や家族等の事情により居宅サービス計画に位置づけられていない緊急受入れを行った場合(入所日より7日を限度として算定)
	〔リ〕	総合医学管理加算	275円	1日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない場合の利用となった場合(7日を限度)
	〔ヌ〕	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日	認知症行動、心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者の緊急受入を行った場合(入所日より7日を限度として算定)
	〔ル〕	重度療養管理加算	120円	1日	要介護4又は要介護5で計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合に加算
	〔エ〕	療養食加算	8円	1食	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合
	〔ク〕	緊急時施設療養加算	518円	1日	病状が重篤になり、応急的に救命救急治療を実施した場合、3日を限度に加算
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×39/1000	1日	※所定単位数は〔イ〕から〔フ〕までにより算定した単位数の合計(介護度と諸加算の加算状況により異なる)
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×21/1000	1日	※所定単位数は〔イ〕から〔フ〕までにより算定した単位数の合計(介護度と諸加算の加算状況により異なる)	

施設利用料					
項目		金額		単位	
		〔ユニット型個室〕	〔多床室・認知症専門棟〕	単位	
滞在費	第1段階	820円	0円	1日	※利用者負担段階に応じて、第1~3段階の ・第1段階…市町村民税世帯非課税の高齢年金受給者・生活保護受給者 ・第2段階…市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方 ・第3段階…市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円)
	第2段階	820円	370円		
	第3段階	1310円	370円		
	第4段階	2006円	377円		
食費	第1段階	300円		1日	
	第2段階	390円			
	第3段階	650円			
	第4段階	1780円 <small>※朝食 480円・昼食 600円・夕食 700円</small>			
特別室個室料金		200円		1日	
おやつ代		100円		1日	
理容代		2500円			
美容代(カラー又はパーマ)		5000円			
私物洗濯代		実費			大ネット440円 小ネット275円 (上限額4,840円)
洗濯機		100円		1回	当施設の洗濯機・乾燥機を使用した場合
乾燥機		100円		1回	
診断書等の文書発行料		2500円		1通	
利用料支払証明書		1000円		1通	

※ ご不明な点、ご質問等ございましたらご遠慮なく下記までご連絡下さい。
 介護老人保健施設 たらちね
 電話：0185-22-6660 (8:30~17:30)

訪問リハビリテーション たらちね 利用料金表 令和3年4月1日作成

介護保険 一部負担金

※介護保険負担割合証の負担額が2割の方は、下記負担金の2倍の料金がかかります。

訪問リハビリテーション				介護予防訪問リハビリテーション				
		訪問リハビリテーション費用				訪問リハビリテーション費用		
(イ)	20分以上	307円		(イ)	20分以上	307円		
	40分以上	614円			40分以上	614円		
	60分以上	921円			60分以上	921円		
加算内容		金額	単位	加算内容		金額	単位	
(イ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円	1日	(イ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円	1日	
	勤続7年以上の職員が1名以上在籍している場合				勤続7年以上の職員が1名以上在籍している場合			
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3円	1日		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3円	1日	
勤続3年以上の職員が1名以上在籍している場合				勤続3年以上の職員が1名以上在籍している場合				
(ロ)	短期集中リハビリテーション実施加算	200円	1日	(ロ)	事業所評価加算	120円	1月	
	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内							
(ハ)	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	180円	1月					
	医師がリハビリテーションの目的を加えて、指示を出す場合							
	リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	213円	1月					
	リハビリテーション計画の作成に関与したPT・OTが内容を医師に代わって説明する							
	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	450円	1月					
	リハビリテーション計画を医師が説明する場合							
	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	483円	1月					
(Ⅲ)の要件に加え、評価データ収集等事業に参加し、厚生労働省に内容を提出している場合								
(ニ)	移行支援加算	17円	1日					
	リハビリテーションを行い、通所介護事業所等へ移行等を支援した場合							

※ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

電話0185-22-6660 たらちね事務局 (8:30~17:30)